

共用促進事業における

風洞装置利用の一般原則

- (1) 利用の募集は、共用促進事業ホームページに掲示します。
- (2) 利用の申請は、東北大学研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンターを経由して行って下さい。（使用申請書はテクニカルサポートセンター、または、共用促進事業ホームページよりダウンロードして下さい。）
- (3) 申請された研究課題は課題審査委員会で審議されます。採否が決定され次第、使用責任者に通知します。
- (4) 研究課題が採択された際は実験計画の具体的なことについて、なるべく早く共用促進事業担当教員や風洞担当技術職員と打合わせ、割り当て期間前に実験装置等の準備を完了し、速やかに実験に取りかけられるようにして下さい。
- (5) 風洞、研究用機器等の故障で実験に支障があった場合、そのロスタイムの取扱いは風洞運営委員会が決定します。
- (6) 実験室備え付けの計測機器は、原則として実験室外へ持ち出すことを禁じます。
- (7) 風洞を利用して行った実験・研究については、利用終了（中止）直後に、終了（中止）届を風洞運営委員会に提出して下さい。
- (8) 利用者は、本風洞装置を使用して行った研究の成果を論文等に公表するときは、本装置を使用した旨を明記して下さい。
- (9) 本風洞装置または研究用機器の一部を使用して行った成果を論文等に公表したときは、別刷1部を運営委員会宛に提出して下さい。
- (10) 風洞装置の運転時間は、原則として平日の9：00～17：00迄です。
※事前の申し出があり、特別にその必要があると認められる場合は、平日は22：00迄、休日等は、9：00～18：00迄運転時間を延長することも可能です。
- (11) 時間外及び休日等の運転を希望する場合は、共用促進事業担当教員または風洞担当技術職員と打ち合わせの際申し出て下さい。